

農地法第4・5条許可申請添付書類

◆営農型太陽光発電設備

◆申請書 申請書・・・2部 ・ 続紙・・・1部

◆添付書類・・・各1部

※証明書等は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

◆申請の受付は毎月1日～10日です。（10日が閉庁日のときは、直後の開庁日）

◆農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン（令和3年4月9日太田市農業委員会制定）に沿って申請してください。

○	1	住民票抄本	・ 譲受人が個人の場合 ・ 譲渡人の住所が、土地の登記事項証明書の住所と異なる場合
○	2	土地全部事項証明書 ※全部事項証明書に限る	・ 申請人(譲渡人)が所有名義人と異なる場合は、所有者であることを証する書面（戸籍謄本・住民票抄本等） ・ 甲区欄に受人以外の所有権移転請求権仮登記がされている農地については、 <u>仮登記の抹消</u> または <u>承諾書（印鑑証明書添付）</u> を添付
○	3	位置図	縮尺20,000分の1程度の地図等（都市計画図等）
○	4	付近状況図	縮尺2,500分の1程度の地図等（住宅地図等）
○	5	公図の写し	該当地に「申請地」と記入し、申請地周囲の <u>地目</u> を記入
○	6	設備配置図及び土地利用計画図	太陽光発電設備の配置、フェンス、標識の設置位置、パネル枚数を表示する図面で道路、排水計画等を附記したもの
○	7	転用行為を行うのに必要な資力等を確認する書面	残高証明書・融資証明書・預貯金通帳の写し（原本確認必須）等 ※有効期限がある場合、許可日時点で有効期限内のものに限る。
○	8	発電設備（支柱含む）を撤去するのに必要な資力	撤去に係る第三者機関との保証契約や撤去費用の預託等
○	9	隣接農地所有者・耕作者の同意書兼誓約書	隣接農地及び設備の設置につき営農に影響が及ぶ可能性があると考えられる農地の所有者・耕作者の同意書（指定の書式を使用）
○	10	発電設備の設計図 （平面図及び立面図）	支柱の間隔・高さ・埋め込みの深さ、パワーコンディショナー等の設置位置、東電の電線との接続位置を明示
○	11	太陽光発電設備等の概要を記した書面	発電出力、パネルの枚数、設置角度、寸法、出力、支柱の仕様（素材・パイプ径・本数等）、太陽光遮光率（算出根拠）、年間予測発電量・売電見込額、その他設備の仕様等を記載した書面
○	12	下部の農地における営農計画書	栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第1号） ※営農者属性が別紙様式例第1号1(2)①のア～エの場合、営農者の属性証明資料を添付。
○	13	下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下部の農地における営農への影響の見込み（別紙様式例第2号） ・ 根拠書類 （ア イ以外の場合、以下①～③のいずれかを添付） ① 生産量及び品質に関するデータ ② 知見を有する者の意見書（別紙様式例第3号）及び研究データや栽培実績データ等 ③ 先行者の栽培実績（太田市内において行われているものに限る。） （イ 太田市において栽培されていない作物又は生産に時間を要する作物の場合、以下④～⑤を添付） ④ 知見を有する者の意見書（別紙様式例第3号）及び研究データや栽培実績データ等 ⑤ a) 試験的に実施した栽培実績 b) 栽培理由書（別紙様式例第4号）、単収見込みの根拠資料、収穫までに期間を要する理由の根拠資料
○	14	設備撤去の誓約書	（別紙様式例第5号）
○	15	毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を太田市農業委員会会長に提出することを誓約する旨を記載した書面	（別紙様式例第6号）

（裏面あり）

△	16	FIT認定を必要とするもの	経済産業省の事業計画認定通知書の写し	
△	17		電力売電契約書の写し	電力小売託送サービスを利用する場合を除く
△	18		小売電気事業者を営もうとする者の登録通知	
△	19	FIT認定を必要としないもの	送配電事業者との接続契約書の写し	
△	20		一般送配電事業者からの「託送供給の承諾のお知らせ」	電力小売託送サービスを利用する場合は添付
△	21		事業スキームの説明資料	
△	22	農地法第3条許可申請書		設置者が、下部農地での営農者以外の場合（区分地上権設定のため）
△	23	委任状		申請時、窓口に来られない方全員の委任状
△	24	履歴事項全部証明書又は定款・寄付行為の写し		譲受人が法人の場合 (定款・寄付行為は裏書…代表者又は行政書士)
	25	その他		農業委員会・知事が提出を求めた書類

※1 栽培しようとする農作物の収量や収穫まで要する期間に関する調査研究データ等のほか、太田市と自然条件に類似性のある他地域の調査研究データ等を添付してください

<注 意 事 項>

◎受付場所

太田市農業委員会（エアリスアグリ）

■申請書提出時には**添付書類を完備**してください。

■**農用地区域（内・外）及び土地改良区（受益地・地区外）については、申請前に下記のところで確認をしてください**（案内図・公図の写しを持参してください）。

◆農用地区域（内・外）

太田市全域・・・農業政策課（エアリスアグリ）

◆土地改良区（受益地・地区外）

- 旧太田市・旧新田町・・・待矢場両堰土地改良区（太田警察署隣）
- 旧藪塚本町・・・藪塚台地土地改良区（藪塚本町中学校北）
- 旧太田市（強戸地区）・藪塚町・・・岡登堰土地改良区（藪塚本町小学校東）
- 旧世良田地区・・・佐波新田用水土地改良区（東武伊勢崎線境町駅南）

■営農型太陽光発電設備の設置を予定している農地が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する**地域計画の区域内の農地である場合**、当該農地に係る地域計画の**協議の場**において、地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について**合意を得る**必要があります。

※事前に農業委員会へ相談してください。

■**農地の所有権を移転するとともに、当該農地上に営農型太陽光発電設備を設置する場合**、当該農地の所有権移転に係る農地法第3条第1項の許可を受けて**所有権移転を完了させた後**、営農型太陽光発電に係る一時転用許可の申請をすること。

太田市農業委員会：農地係
電 話 0276-20-9715
FAX 0276-57-4573